

平成26年(く)第24号
再審請求人 守 大 助

2018(平成30)年2月21日

再審開始決定と併せて 刑の執行停止を求める意見書

仙台高等裁判所第1刑事部 御中

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

弁護士 花 島 伸 行

弁護士 野 呂 圭

弁護士 松 浦 健太郎

弁護士 堀 井 実千生
外

第1 意見の趣旨

貴裁判所が、本件について再審を開始する決定に併せ、刑の執行を停止する決定をすることを求める。

第2 意見の理由

刑事訴訟法第448条第2項は「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。」と規定している。

本件が再審開始必至の状態にあることは、これまでに提出した新証拠及び意見書から明らかであるから、「袴田事件」の原決定の記述になぞらえて述べれば、本件における再審開始決定と併せて次のとおりの刑の執行停止決定がなされるべきである。すなわち、「国家機関が無実の個人を陥れて、17年の長きにわたり身

体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならない。拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない。一刻も早く、再審請求人守大助の身柄を解放すべきである。」と。

以下、意見の理由を述べる。

1 本件は明白に冤罪であること

請求人ならびに弁護人は、確定判決の段階から本件が冤罪であることを強く主張してきたが、確定判決の容れるところとならなかった。また、再審請求審原審も、新証拠として提出した志田・池田・浜田の各意見書の証拠価値を正当に評価し得ず、再審請求を棄却する決定をなした。

しかし、本件各新証拠の証拠価値を適切に評価し、それらを確定判決までに提出されている旧証拠と併せて総合的に評価し、かつ、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求段階でも適用される事実（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁参照）を踏まえれば、確定判決が有罪認定の根幹とした各証拠、とりわけ土橋鑑定ならびに同人の証言は、到底信用に値しないものであることが明らかとなり、確定判決の事実認定には合理的疑いが生じることとなる。

再審請求即時抗告審は一般に事後審であり、原決定の当否を審査する場であると解されている。原決定の当否の審査にあたっては、原決定に論理則・経験則などの違反があるかどうかという観点から吟味がなされるのが通例であろうが（控訴審の事実誤認の判断方法に関する最決平成24年2月13日刑集66巻4号482頁参照）、本件における再審請求審原決定の証拠評価の誤りは、たとえ抗告審において証人尋問等をせずとも既に提出された新旧各証拠によって明らかにし得る程度に論理則・経験則への違背が決定的なものなのである。

2 刑の執行の利益の喪失と、執行継続の非人道性

このように、本件は、明白な冤罪事件である。

そのような事件につき、後に再審公判が控えているとはいえ、再審開始決定がなされれば、その事実は、事実上、請求人に対し

無罪判決が言い渡される可能性が相当程度高まったことを意味する。無罪判決の可能性が出てきたのであれば、当該事件の刑の執行を継続する利益は、実質的に失われているに等しい（後藤昭・白取祐司編・新コンメンタール刑事訴訟法（第1版）1063頁、高倉新喜「利益再審における再審開始決定と再審請求人の身柄」山形大学法政論叢60・61号合併号）。

刑の執行の継続に利益があるとすれば、たとえば、請求人が、併合罪関係にある別件でも有罪判決を受けているとか、複数の有罪判決を受けているとかの事情があり、釈放の種類を問わず、刑の執行を継続することで残刑期間が短縮されるような場合であろうが、本件にそのような事情はない。

逆にいえば、そのような状態にありながら、刑の執行を継続することは、実質的に理由のない受刑を強制することでもあり、これが近代法の精神にかなうとは到底考えられない。むしろ、実質的には日本国憲法第36条の厳禁する残虐な刑罰に等しいものというべきである。

しかも、再審開始決定（正確にはその確定）により、判決の確定に伴って生じる形式的確定力、実体的確定力、執行力といった確定判決の効力は喪失するというのが近時の多数説である。この立場からすれば、刑の執行の継続自体に大きな疑問が生じる。仮に、開始決定後も確定判決の効力はなお存続するとする立場に立つとしても、刑の執行の利益は実質的に失われているのである

3 刑の執行停止に伴う不都合の不存在

再審開始決定にもかかわらず刑の執行を停止しない理由の1つとして、たとえば、請求人が罪証隠滅行為を行うのでないかということが考えられるかもしれない。その防止のため、刑の執行継続が必要だという考え方も出てくるであろう。

しかし、罪証隠滅の防止を目的とした制度は勾留であり、刑の執行継続でそのような目的・機能を求めるのは筋違いである。刑は、犯罪を行った者に対し、応報ないしその者の改善・更生のために科されるもので、罪証隠滅防止を目的とするものでないことはいままでもない。

また、再審請求の場合、有罪方向の証拠はすでに収集・確保され（それだからこそ、有罪判決が可能だったという建前がある）、裁判所の手元に存在するのである。加えて、本件の場合、最も重要な有罪証拠は土橋鑑定である。いわば、罪証隠滅を行いたくても行えないのであり、請求人が罪証隠滅を行う可能性自体が皆無に等しいのである。

しかも、再審開始決定があれば、その事実は、理論上はともかく、事実上は無罪判決を得る可能性が格段に高まったということの意味するのであるから、隠滅すべき罪証の存在自体が相当に疑わしいとさえいえる。

第3 結論

以上のように、請求人に対して再審開始決定がなされれば、請求人に対して刑の執行を継続することは、その利益が失われている上、むしろ様々な不都合・不合理が存在する。

従って、再審開始決定に併せ、刑の執行を停止する旨の決定をすることを強く求めるものである。

以上